

## 千葉市下水道指定排水設備工事業者等審査委員会要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号。以下「規則」という。）第20条第2項の規定に基づき下水道指定排水設備工事業者等審査委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1項、第8条第2項及び第15条の規定による指定排水設備工事業者の指定、指定の更新及び指定の取り消し、又は業務停止に関すること。
- (2) 規則第18条の規定による責任技術者の業務の停止に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条例又は規則に違反する行為のあったときの処分に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。
- 3 委員長は、下水道企画部長をもって充て、副委員長は下水道施設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには職務を代理する。

### (会 議)

第4条 会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員を委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 委員長は、必要と認めたときには持ち回り審査に付すことができる。
- 6 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、下水道営業課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は委員長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年2月5日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（千葉市下水道指定排水設備工事業者等審査委員会名簿）

	所 属		職 名
委員 長	下水道企画部		部 長
副委員 長	下水道施設部		部 長
委 員	下水道企画部	下水道経営課	課 長
		下水道営業課	課 長
	下水道施設部	下水道整備課	課 長
			担当課長
		雨水対策課	課 長
		下水道維持課	課 長